

(裏面に続きます)

○収入基準額を算出します

(裏面)

申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）、または養っている親族以外の児童（令和2年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。6人以上となる場合は、別紙（任意の用紙で可）に氏名などを記入し提出してください。

番号	フリガナ	生年月日	令和2年12月31日 時点の年齢	該当する場合は△または○を記入		職員記入欄	
	氏名			16歳以上23歳未満 の親族（△）	70歳以上の親族・ 配偶者（○）	△	○
1							
2							
3							
4							
5							

上記で記入した人数を
チェックした上で、
あてはまる基本基準額を
エの欄に転記してください。

△もしくは○ の合計数		
係数	× 150, 000円	× 100, 000円
加算額		

✓	人数	基本基準額
	0人	3, 114, 000円
	1人	3, 650, 000円
	2人	4, 125, 000円
	3人	4, 600, 000円
	4人	5, 075, 000円
	5人	5, 550, 000円
	人	円

6人以上いる場合は、1人増えるごとに475, 000円を加算します。

単位：円		
ウ	加算額合計	
エ	基本基準額	
F	収入基準額 (ウ＋エ)	

Fの収入基準額を、表面のF欄に転記してください

申請者が父母以外の養育者で、かつ以下のいずれかに該当する場合は
収入基準額が変わりますので、こども福祉課児童扶養手当担当（047-712-8539）までご連絡ください。
(異なる様式の収入基準額の算出票をお送りします)

- ・ 父が死亡または生死不明かつ母がない児童
- ・ 母が死亡または生死不明かつ父がない児童
- ・ 母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- ・ 父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童